

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、水道事業の一翼を担う企業として、「水道はライフラインの中心」であるという重要性を常に認識し、その社会的責任を果たし、地域社会の発展に貢献することを目指しております。

このような中、当社では、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、企業として広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値を持続的に向上させていくために必要不可欠と考えており、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

1. 株主の権利・平等性の確保

少数株主を含めたすべての株主に対し、実質的な平等性を確保するとともに、株主構成等を踏まえたうえで、その権利の確保に向けた適切な対応と適切な権利行使に資するための環境整備に努めます。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

「QSO」(Quality, Safety & Originality)「品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である」という会社指針に基づき、より「きれいな水、安全な水、おいしい水」の供給に向けて、お客様のニーズを第一に考え、事業活動に取り組むとともに、当社を取り巻く各ステークホルダーとの適切な協働に努めます。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

「ディスクロージャーポリシー」に従い、法令および証券取引所規則に基づく開示のほか、それら法令等以外の情報についても、適時開示の趣旨を踏まえ、適切な開示に努めます。

4. 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保し、社業の発展および株主共同の利益のため役割・責務の遂行に努めます。監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立した立場から監査・監督に重点を置き、役割・責務の遂行に努めます。

5. 株主との対話

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を通じて、すべてのステークホルダーから、当社の経営活動および企業活動全般について正しい理解を得るために「迅速、正確かつ公平」を基本に、適時適切な対応に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しており、これらの原則についての改訂を踏まえた更新は2018年12月までに行う予定です。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作りおよび招集通知の英訳】

当社は、機関投資家・海外投資家の構成比動向等を総合的に検討し、議決権行使の電子化および招集通知の英訳について、現時点ではその導入に至っておりません。引き続き、株主構成や議決権行使状況等を注視しつつ検討を重ねてまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、事業の規模・特性を考慮し、独立した立場から主として監督機能に重点を置いた社外取締役2名、各部門から原則1名の社内取締役を配置し、バランスを考慮した取締役構成としております。独立社外取締役の3分の1以上の選任は、機関設計の見直しを含め、事業規模や市場の変化を踏まえ中長期的観点から検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しており、これらの原則についての改訂を踏まえた更新は2018年12月までに行う予定です。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係を緊密に維持するため、合理的な範囲の中で取引先等の株式を保有しております。市場価格の変動等のリスク管理に関しては、定期的に時価や発行体の財務情報等を把握し、保有継続の可否についても定期的に見直し、その結果を取締役会へ報告しております。また、保有株式の議決権行使は、当社の企業価値向上につながるかなど総合的に勘案して判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との取引等関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、取締役会で審議のうえ、承認を得ることとしており、子会社の役員を含め、関連当事者間の取引に関するアンケートを每期実施することにより確認をしております。また、これら関連当事者間の取引が発生した場合には、関係法令等に従い開示いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念等は、当社ホームページのトップメッセージに、経営計画は、ホームページ内の決算短信および決算説明会資料において単年度計画を掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「1-1基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、社内規程に基づき、基本報酬の額は社会的水準および従業員給与と比較考慮し、賞与の額は会社の業績に応じて、それぞれ算定しております。支給に当たっては、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、取締役会決議により決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者および監査役候補者の選任方法については、役員候補者選任基準に基づき、知識・能力等の基準を満たす者かどうかを判断し、選任付議原案を社長が決裁したうえで、取締役会において決議しております。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明

当社は、株主総会参考書類の取締役・監査役選任議案において、各候補者の略歴、地位および重要な兼職の状況等を詳細に記載するとともに、社外役員についてはその選任理由を具体的に記載しております。それら各候補者の経歴等の記載から、役員としての能力・識見を備えているかご判断頂けるものと考え、それらをもって選任・指名についての説明としております。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会において経営目標・経営戦略等重要な事業戦略その他必要な重要事項の決定を行うとともに、社長、担当取締役、部長等各職位の権限等を明確に定めた職務権限規程等に従い、各業務の組織的かつ効率的な運営を行っております。なお、その概要は本報告書「2-2業務執行、監査・監督、指名報酬決定等の機能に係る事項」や有価証券報告書で開示しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、「独立役員選任基準」を定め、有価証券報告書において開示しております。なお、独立社外取締役からは活発な意見を頂いております。

[補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス・多様性及び規模に関する考え方]

当社取締役会は、社長以下、営業、生産、企画、管理、監査の各部門に精通する担当取締役等の社内取締役6名に加え、弁護士、大学教授として専門的知識・経験を有する社外取締役2名を含む計8名で構成され、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすためのバランス、多様性および少人数による迅速な意思決定を行うための適正規模を両立させた体制としております。また、監査役は経理または内部監査経験のある常勤監査役2名、銀行出身の会社経営者、税理士としての専門的知識・経験を有する社外監査役2名の計4名で構成しております。また、社外取締役、社外監査役につきましては、幅広い分野からの専門的知識が活かされるようバランスを考慮しております。

取締役の選任に関しては、公正に、かつ適格な取締役候補者を選任するため役員候補者選任基準を定めております。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任の状況]

取締役・監査役のうち、社外取締役1名が、他の上場会社の役員を兼任しておりますが、当社取締役会への出席率は高く、その役割・責務を適切に果たしているものと考えております。その他の者につきましては、他の上場会社の役員の兼任はありません。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

当社は、取締役会での発言、議論および質疑応答等の状況から、取締役会全体の実効性は確保されているものと考えております。また、監査役会からは、取締役との個別面談におけるヒアリング結果等により、取締役会の実効性は確保されているとの意見を頂いております。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング]

当社は、業務の分業化・専門化が進む中で、取締役・監査役に対し、より専門性の高い知識習得の機会を提供することが中期的に企業価値の向上に資するものと考えております。こうした観点から、当社は取締役・監査役に対するトレーニングを、新任時および在任期間中も継続して実施しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、事業企画部事業企画課をIR担当部署とし、企画部門担当取締役をIR担当取締役としております。機関投資家等に対しては、年1回決算説明会を実施し、四半期毎の決算公表後にはアナリストや機関投資家等とのミーティングを随時実施しております。また、当社はディスクロージャーポリシーを制定し、ホームページにて公表しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	654,300	5.62
前澤工業株式会社	624,300	5.36
前澤化成工業株式会社	624,000	5.36
株式会社りそな銀行	500,000	4.29
株式会社三井住友銀行	500,000	4.29
日本生命保険相互会社	366,000	3.14
前澤給装工業従業員持株会	329,616	2.83
第一生命保険株式会社	288,000	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	274,900	2.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	256,900	2.20

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 平成28年8月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが平成28年8月15日現在で、625千株（株券等保有割合5.00%）の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
幣原廣	弁護士											
吉川彰宏	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

幣原 廣	○	同氏が社外監査役を務めるタマホーム株式会社、中外鉱業株式会社および日本郵便株式会社は、当社と取引等の利害関係はありません。	平成19年の当社社外監査役就任以来、弁護士として企業法務に関する知識や経験に基づき、活発に意見を述べるなど、社外監査役としての職責を果たし、平成27年6月からは社外取締役として、弁護士としての識見に加え監査役時代に培った当社に対する業務知識や経験を、独立した立場から当社取締役会の監督機能強化に活かしていただいております、それらの貴重な経験と実績に基づく人材が当社にとって引き続き必要不可欠であると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反を生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
吉川 彰宏	----		長年にわたる地方公共団体における行政経験に加え、大学教授として行政法やまちづくり等の公共経営に関する高い知見を有しており、そのような実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、当社の中長期的な企業価値の向上や取締役会の監督機能強化に活かされるものと判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合をもつなど、連携を保ち、意見および情報交換を行って、効率的な監査の実施に努めています。また、監査役と監査部は、内部監査および内部統制について、定期的な意見交換を行っております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田 博	他の会社の出身者							△						
菅納敏恭	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 博		過去に当社の主要な取引金融機関である株式会社りそな銀行に勤務しておりました。当社は同行からの借入金はありません。	金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する豊富な見識を有しているため、客観的な立場から当社の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
菅納敏恭		---	税理士の資格を有しており、税務および会計に関する専門的な知識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は「独立役員選任基準」(平成27年5月12日改定)を定めております。当社の社外取締役、社外監査役はいずれもその基準に合致し、独立性を有していると考えますが、独立役員は1名のみ指定しています。基準の具体的内容につきましては、有価証券報告書をご覧ください。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

役員賞与(変動報酬)の額は、会社の業績に応じて算定することとしており、取締役会決議で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期における取締役に対する報酬額は、総額168百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、取締役については基本報酬の額は社会的水準および従業員給与と比較考慮して、賞与の額は会社の業績に応じて算定することとしており、取締役会決議で決定しております。また、監査役については監査役の協議により決定しております。

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額285百万円以内(ただし、使用人分給与は含まな

い。)と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(1) 社外取締役については、議事内容等に関する説明および資料の求めがあった場合には、取締役会事務局である事業企画課がサポートする体制となっております。

(2) 社外監査役については、現在、監査役の職務を補助する使用人は任命しておりませんが、監査役が必要と判断したとした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成しており、少人数による迅速な意思決定を行う体制としております。取締役会は原則毎月1回開催し、取締役会規程に従い、経営目標・経営戦略等重要な事業戦略、その他必要な重要事項を決定しております。

(2) 監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成しております。監査役および監査役会の役割・責務を監査役会規程および監査役監査基準に明確に規定しており、各監査役は当該規程等に従い独立した客観的立場で責務を果たしております。更に各監査役は、取締役会などの重要会議へ出席して意見を述べ、取締役との面談や会計監査人および監査部との連携などによる業務執行の監査を積極的に行っております。

(3) コンプライアンス経営の更なる強化を図るべく、「コンプライアンスプログラム」を導入し、同プログラムを実施、管理および整備する統括部署を置いております。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度を設けております。

(4) 当社では、各部門から独立した監査部が、各部門の業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を、子会社を含め定期的を実施しております。監査結果は、取締役会に定期的に報告する体制としております。

(5) 社外取締役、社外監査役は、いずれも東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「独立役員選任基準」に合致しており、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係はなく、また資本的関係については特記すべき事項はなく、独立性を有していると判断しております。社外取締役の幣原廣氏からは、弁護士の識見および当社社外監査役時代に培った業務知識や経験に基づいて、独立した立場で適宜必要な助言を頂いております。社外監査役の藤田博氏からは、金融および企業経営の専門的見地に基づいて、客観的な立場で適宜必要な助言を頂いております。社外監査役の菅納敏恭氏からは、税理士としての専門的見地に基づいて、適宜必要な助言を頂いております。

(6) 会計監査についての監査契約を有限責任 ずさ監査法人と締結し、監査を受けております。平成30年3月期における監査体制は以下のとおりです。

(業務を執行した公認会計士の氏名および監査年数) 野島 透(3年)、今井 仁子(1年)

(会計監査業務に係る補助者の構成) 公認会計士3名、その他4名

(7) 当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役2名、監査役4名のうち2名を社外監査役とし、外部からの経営の監査・監督機能を一層強化することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。

上記2に記載したとおり、当社は、取締役会規程に基づき、取締役会において重要な事業戦略その他必要な重要事項の決定を行っております。社外取締役は、弁護士として企業法務に関する専門的知識や、大学教授として行政法やまちづくり等の公共経営に関する高い知見に基づき、独立した立場から監督に重点を置いた発言を行っております。

また、監査役制度採用会社として、監査役4名のうち2名を社外監査役とし、社外監査役はそれぞれの専門的見地に基づき、取締役会などの重要会議において、客観的な立場から発言を行っております。

当社としては、外部からの取締役に対する監査・監督体制は十分機能していると考えており、その実効性は確保されていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第62期定時株主総会の招集通知は、法定発送期日の5営業日前である6月5日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	一人でも多くの株主の方にご参加いただき、当社をよりご理解いただくため、最集中日を避けた開催日程等を設定しております。
その他	発送日前に、東京証券取引所および当社ホームページに招集通知を掲載（6月1日）しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は平成20年9月にディスクロージャーポリシーを制定し、ホームページにおいて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会(期末)を実施し、ディスクローズの充実に努めております。 また、四半期毎の決算公表後に、アナリストや機関投資家等とのミーティングを随時実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、事業企画部事業企画課です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	会社指針およびコンプライアンス指針において、事業活動を行う上で判断・意思決定のよりどころとすべき9つの「コンプライアンス行動規範」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を本社・工場等において取得しております。 環境方針を制定し、環境配慮型製品の開発、省エネ・資源の有効活用・廃棄物の削減活動などの環境保全活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を制定し、すべてのステークホルダーから、会社の経営活動及び企業活動全般について正しい理解を得るために、「迅速、正確かつ公平」を基本に、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める法令・規則を遵守し、適時・適切な情報開示に努めます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、その整備を図っております。

当社は、「QSO」(Quality, Safety & Originality)『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という会社指針のもと、業務の適正および効率性の確保ならびにリスクを管理する体制の構築が重要な経営課題であると認識し、以下の各体制・事項を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および従業員等がコンプライアンスプログラムを実践する。
(2) コンプライアンスプログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度（ホットライン）を設置、運用する。
(3) コンプライアンスプログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。
また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。
(4) コンプライアンスを統括・管理する部署は、当社グループのコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書（以下、「文書等」という。）に記録、保存し管理する。
(2) 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 情報セキュリティ管理規程において取締役および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。
(2) リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
(3) 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。
(4) リスクを統括・管理する部署は、当社グループのリスクを統一的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は、取締役および従業員等が共有する全社的な目標（経営方針）を定め、部門担当取締役および各部署長はその目標達成のために各部門目標（部門方針）および各部署目標（部署方針）を定める。
(2) 内部牽制機能を確立するため、各部門の機能および分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
(3) 情報システムの利用を通じて、当社グループの取締役および従業員等の適切な情報伝達と意思疎通を推進する。
5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社子会社においては、当社（または当社監査役）からの求めに応じ、内部監査部署による監査（または監査役監査）を受入れ、その報告を行う。
(2) 子会社管理を統括する部署は、当社子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。
(3) 一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって当社グループの財務報告に係る信頼性を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 現在、監査役を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとする。また、補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
(2) 補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社グループの取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想されるときは、所管部署を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。
(2) 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。
(3) 当該報告を行った者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社グループの取締役および従業員等は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
(2) 代表取締役は、定期的に監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。
(3) 監査役の職務の執行について生じる費用の処理は、監査役の請求に従い、速やかに行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンスプログラムにおいて、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記しております。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り情報の共有化を図っております。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）について、平成29年6月28日開催の当社第61期定時株主総会において、ご出席株主の過半数のご賛成をいただき、本プランを継続いたしました。本プランの有効期間は平成29年6月28日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。本プランの具体的内容については、以下のとおりであります。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

1) 基本方針の内容について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なものもないとは言えません。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかについて、短期間のうちに適切な判断が求められる株主の皆様にとって、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響や大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、あるいは、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料になるものと考えております。

以上の理由により、当社は、株主の皆様が当社株式の大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するような大量買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ適切な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

2) 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和32年1月の設立以来、半世紀以上にわたり「きれいな水」「安全な水」「おいしい水」をお届けすることを使命に、大切な水を人々の暮らしへとつなぐ給水装置の製造・販売を主な業務として、水道事業発展の一翼を担ってまいりました。

当社の企業価値の源泉は、事業の担い手を構成する全体としての従業員ならびに以下4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

1. 「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

当社の生産現場では、鑄造、加工、組立、検査、出荷、さらには生産ラインで使用する金型まで自社で管理する一貫生産体制を敷き、徹底した品質管理を行っております。これら各工程での長年の経験や蓄積されたデータから導かれた「ものづくり」に関する独自ノウハウの数々は、当社が送り出す製品の競争力を支えております。

2. 独自の生産管理システム

給水装置は使用する環境や条件等で求められる性能が異なります。当社の製品は、ほぼ全国の水道事業体でご採用いただいておりますが、その数は数万点にも上ります。

当社では、精度の高い需要予測を可能にする営業力と多品種少量生産を可能にするフレキシブルな工場稼働体制の組合せによる独自の生産管理システムを確立し、それぞれの製品を、安定供給できる体制を整えております。

3. 全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

当社はこれまで安全性、利便性、施工性の向上を目指した給水装置の開発を行い、必要とされる製品を安定的に供給し続けることにより、水道事業に携わる様々な方々から長期的な高い信頼を得てまいりました。こうした強固な信頼関係に基づくブランド力は当社の重要な事業基盤となっております。

4. 製販一体化による顧客ニーズへの対応力

全国に27箇所の営業拠点を設置し、顧客ニーズを的確に捉えるとともに、製品開発から製造・供給までいち早く対応できる体制を整えております。

3) 企業価値向上のための取組み

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化をうけ、平成25年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

当社では、この「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来より、ア) 効率的な生産体制の構築、イ) 物流効率化による配送コストの削減、ウ) 成長分野への営業強化と開発投資、を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取り組んでまいります。また近時の経営環境を踏まえ、M & Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、更に企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

4) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、企業として広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値を持続的に向上させていくために必要不可欠と考えており、中でも、コーポレート・ガバナンスの充実が最も重要な課題と認識しております。

このような認識の下、当社は、取締役の責任の明確化を図り、株主の皆様への信頼を問う機会を増やすことを目的に、取締役の任期を1年としております。

また、取締役会の監督機能の強化を図るため、社外取締役を1名選任するのに加え、独立性の高い社外監査役を2名選任するなど監査機能の強化を図るとともに、内部統制システムの構築・推進、リスクマネジメント活動およびコンプライアンス推進活動の強化などの諸施策を実施しております。

当社は、今後も株主の皆様、お客様・お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質、法令・ルール遵守の徹底、社会貢献活動等の更なる充実・強化に努めてまいります。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1) 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。なお、新株予約権の無償割当の実施、不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動する事が適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられる事もあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）には、イ) 大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、ロ) 当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

(2) 本プランの継続の手続 — 定時株主総会における承認

本プランの継続にあたり株主の皆様意思を適切に反映するため、定時株主総会において、ご出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様議決権の過半数の賛成をいただけることを条件とします。

(3) 本プランに基づく対抗処置の発動に係る手続

1 対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のイ) もしくはロ) に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

イ) 当社が発行者である株券等*1について、保有者*2の株券等保有割合*3が20%以上となる買付

ロ) 当社が発行者である株券等*4について、公開買付*5に係る株券等の株券等所有割合*6およびその特別関係者*7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

*1: 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等（有価証券とみなされる場合を含みます。）

をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

*2: 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下において別段の定めがない限り同じとします。

*3: 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

*4: 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。2において同じとします。

*5: 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

*6: 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

*7: 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

2 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会が当該大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記4に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供された情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領またはその後の追加情報受領の日の翌日より10日以内に行うこととします。

a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）

b) 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社株式の数、ならびに買付提案書提出日を含む前60日間における大量買付者の当社株式の取引状況

c) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）

d) 大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。））ならびにその算定根拠等を含みます。）の概要

e) 大量買付行為の資金の提供（資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

f) 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が存在しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）

g) 大量買付行為の後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係るステークホルダーの処遇方針

h) 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

i) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを認識した場合はその事実を、また買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に、適用ある法令等および株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従った適時かつ適切な情報開示（以下、「情報開示」といいます。）を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。なお、当社は、公開買付けによる当社株券等の大量買付者に対しては、本必要情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付に関する質問を行うことがあります。

3 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報が株主の皆様が当社の株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から、以下の(1)または(2)の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(1) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株券等を対象とする買付の場合には60日以内

(2) その他の大量買付行為の場合には90日以内

ただし、上記(1)(2)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大量買付者等に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示します。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大量買付者に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示を行います。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することが出来るものとします。ただし、下記7に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した日の翌営業日から大量買付行為を行うことが可能となります。

4 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されているか否か、ならびに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か、については当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置する事といたします。

独立委員会は3名以上の委員より構成され、当社取締役会は委員を当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。

5 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、当該判断を行った場合、当該判断の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討した上で、対抗措置の発動の是非を取締役会評価期間の終了時までには判断するものとします。

6 対抗措置の発動の条件

イ) 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ロ) 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

(a) 高値買取要求を狙う買付等である場合

(b) 高度な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買付等である場合

(c) 会社の資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたら

するような買付等である場合

(d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付等である場合

(e) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買付等である場合

(f) 最初の買付で全株式の買付の申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付を行うなど、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある買付等である場合

(g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合

(h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合

(i) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買付等である場合

1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

2) 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することが出来ないおそれがある場合

7 当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記6-イ) またはロ) のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知(以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。))し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

8 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に関する条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことが出来ます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 本新株予約権無償割当の概要

当社取締役会は本プランにおける対抗措置として、原則として、「前澤給装工業株式会社 新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当を行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当を決議する当社取締役会において定める一定の日(以下、「割当期日」といいます。))における最終の株主名簿に記録された株主の皆様(ただし、当社を除きます。))に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とします。))の価額(行使価額)は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係わる新株予約権者(以下、「本新株予約権者」といいます。))に対して当社普通株式1株が交付されます。ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することが出来ないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式1株と引き換えに本新株予約権1個を取得することが出来ます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認が必要です。

本新株予約権の無償割当のほか、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成29年6月28日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。すなわち本プランは、長くとも3年に1度、定時株主総会または臨時の株主総会において、株主の皆様のご判断で、変更または廃止させることが可能です。さらに、当社の取締役任期は1年となりますので、毎年、定時株主総会で選任される取締役が取締役会にて本プランの廃止を決定することもできます。従いまして、本プランは、株主の皆様のご判断で、毎年の取締役選任手続を通じて、本プランを間接的に廃止させることも可能となっております。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成29年5月19日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ本プランの基本的考え方に反しない範囲で、本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

また、上記に定める有効期間の満了以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

2) 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと

を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されたものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役に構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

3) 株主の皆様等に与える影響

(1) 本プランの継続にあたって株主および投資家の皆様にご与える影響等

本プランが継続される時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当の実施により株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関しては希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。

ただし、当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価格相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、または、無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当の実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条項が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係わる法的権利および経済的利益に対して直接的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

1 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための口座等の必要情報、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が交付されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される普通株式については、特別口座に記録することが出来ませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

2 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当の実施が

決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(注) 上記内容には、社外取締役1名の記述がありますが、現在は、社外取締役2名であります。

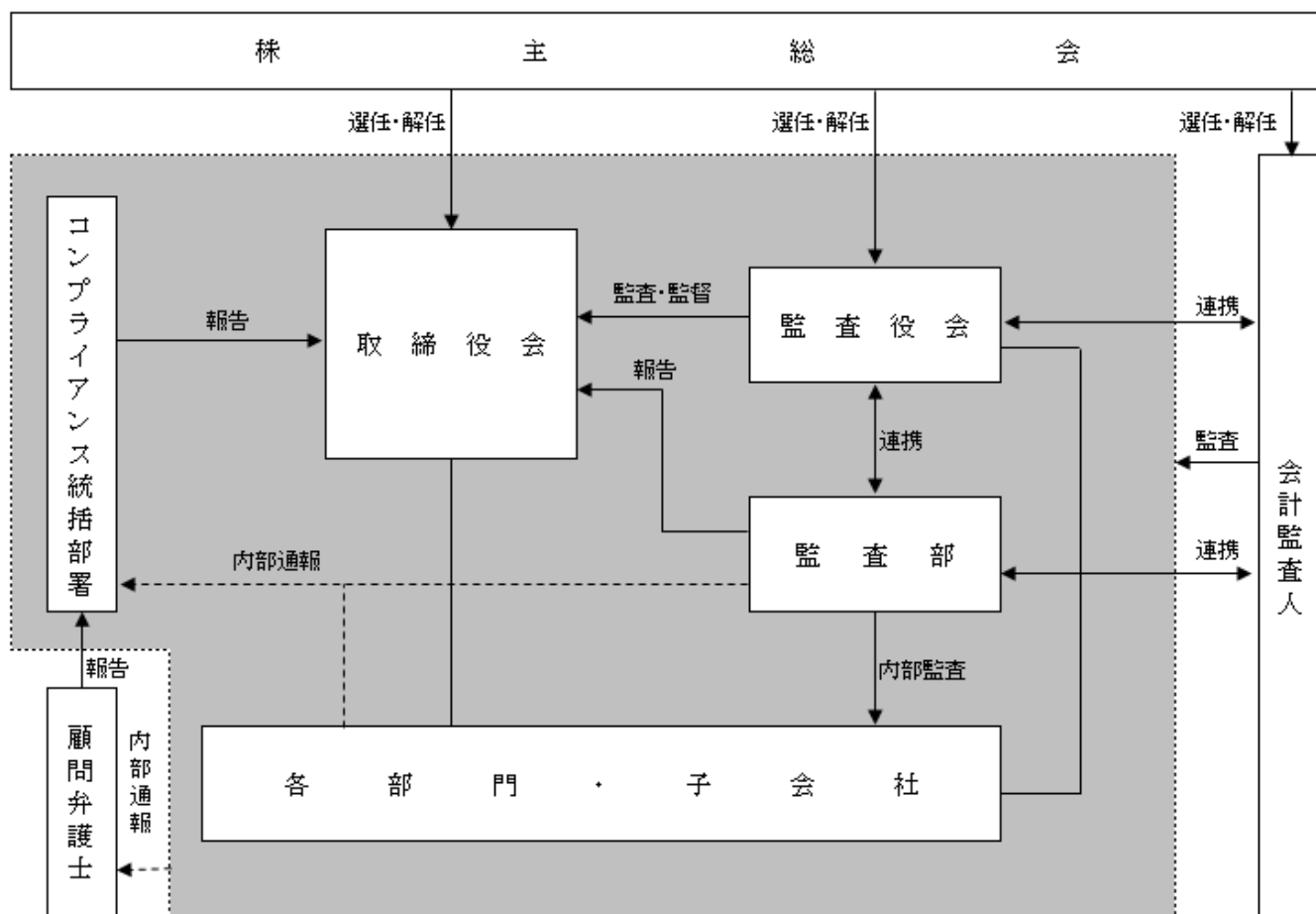
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 当社の適時開示の概要について

当社は、「情報開示規程」を制定し、適時適切に開示するための社内体制を定めております。

- 1 適時開示となる会社情報は、原則として取締役会の承認をもって開示することとしておりますが、緊急を要する情報開示の場合は「社長」が決定しております。
- 2 情報を収集する責任部署は、事業企画課、経理課、総務課とし、情報取扱責任者として現在、企画部門担当取締役を任命しております。
- 3 決算等の開示に関する重要事項については、企画部門担当取締役を委員長とする「開示委員会」において、開示委員が相互に検証（クロスチェック）を行い、開示内容の適切性について審議しております。
- 4 開示が適正になされているかどうかを、監査部が定期的に監査しております。

【コーポレート・ガバナンス体制 模式図】



【適時開示体制の概要】

